



シンポジウム「独占禁止法と知的財産法の交錯 一日中比較の観点から」

中国独占禁止法による知的財産権濫用規制 の新たな展開

王 先 林

上海交通大学法学院

2016年2月1日 神戸大学





主要内容

- ① 一、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の背景と法律的根拠
- ② 二、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の司法および法執行における実践
- ③ 三、中国独占禁止法による知的財産権濫用規則の主な内容
- ④ 四、中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定状況
- ⑤ Q&A



一、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の背景と法律的根拠

- ① 知的財産権制度は権利**保護**がその核心たる部分ではあるが、知的財産権の保護には合理的かつ適切な限度が必要である。
- ② 知的財産権は単なる保護の問題ではなく、知的財産権の**濫用**を防止することを包含する、全面的かつ多元的な制度システムである。
- ③ 知的財産権の保護水準が高く、注力度の高い国は、知的財産権濫用防止に対する注力度も高い。



- ④ 中国において、知的財産権の濫用行為は時折発生しており、競争を排除又は制限しようとする行為もますます増加している。
- ④ 早くも2005年には、「中国における多国籍企業の知的財産権濫用状況とその対策についての研究報告」において、多国籍企業が中国において優位する立場を濫用し、競争制限行為をしたいくつかの代表的な手法が紹介されているが、その主なものには、ライセンス拒絶、抱き合わせ販売、差別対価、略奪的価格設定または不当高価価格等が含まれる。
- ④ 同時に、この報告ではマイクロソフト社、シスコシステムズ社、DVD特許連盟、インテル社およびゼネラルモーターズ社等、知的財産権の濫用による競争の排除又は制限の疑いのある行為の実例も挙げられている。



- ④ 中国は、知的財産権の保護を強化すると同時に、知的財産権の濫用行為に対する規制策を模索している。
- ④ 2008年6月5日国務院公布の「**国家知的財産権戦略綱要**」の「前文」の部分は、中国では現在「**知的財産権の濫用行為が時折発生している**」と指摘している。その規定に関する重要戦略の一つは「**知的財産権の濫用防止**」であり、「関連法律法規を制定し、知的財産権の合理的限界を定め、**知的財産権の濫用を防止し**、公平な競争市場の秩序と公共の合法的な権益を維持し保護する」よう訴えている。
- ④ これは知的財産権保護と共に、知的財産権の濫用問題防止が重要な国家戦略の一つとして位置付けられたことを意味する。



- 現在、中国で知的財産権の濫用を規制する主な法的根拠は『中華人民共和国独占禁止法』である。
- 本法第55条は、「事業者が知的財産権に関連する法律又は行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為については、本法を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為については、本法を適用する」と規定している。
- これは、知的財産権濫用による独占を禁止し、規制するという中国の基本的な姿勢を表わしている。



二、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制

司法および法執行における実践

- ① 中国において、独占禁止法の実施された期間は比較的短く、知的財産権に関わる領域において独占禁止法を執行した案件はまだ多くない。
- ② しかし、**独占禁止法関連民事訴訟**または**独占禁止行政法執行**においても、いくつかの案件がすでに発生しており、それらの事例における調査と処理に関しては、中国国内外から幅広い注意を集めた。
- ③ 以下にこの分野における現時点での主要な事例を紹介する。



- ① **(一)華為技術有限公司(以下「ファーウェイ」)対米国インターデジタル・テクノロジー・コーポレーションら(以下「インターデジタル」)独占禁止法違反事件**
- ② 2011年12月6日、ファーウェイは深圳市中級人民法院に対して訴訟を提起し、被告インターデジタルが3G無線通信標準必須特許市場において支配的地位を有し、かつその地位を濫用して不当高価格、差別対価、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加および取引拒絶等の独占行為をしたと主張した。
- ③ 第一審では判決で、被告らに対し、原告に対して行った不当高価格と抱き合わせ販売等の独占民事権利侵害行為を直ちに停止し、並びに原告に対し経済的損失として2000万人民元を連帯して賠償するよう命じ、原告のその他の請求を棄却した。



- 判決後、原告、被告双方は一審判決を不服として上訴した。
- 2013年10月21日、広東省高級人民法院は結審し、上訴棄却、原審判決を維持する判決を下した。
- 本件は中国で初めて原告が完全勝訴した独占禁止法関連の民事訴訟案件であり、また中国の裁判所が受理した初めての必須標準特許ライセンスが引き起こした独占禁止争訟事件であった。これは知的財産権に関する領域の最前線における法律上の難題として、中国国内外からの注目を集めた。



(二) 国家发展改革委员会による米国クアルコム社の市場支配的地位濫用事件での処置

- ① 2013年11月、国家发展改革委员会が告発に基づき、米国クアルコム社が独占禁止法に違反している疑いで調査に乗り出した。
- ② 取り調べと論証分析を経て、クアルコム社はCDMA、WCDMA、LTE無線通信標準必須特許ライセンス市場とベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有し、以下の市場支配的地位濫用行為をしていたことが分かった。不当に高額なロイヤルティーの徴収、正当な理由のない非無線通信標準必須特許ライセンスの抱き合わせ販売、およびベースバンドチップ販売における不合理な取引条件の付加である。



- 独占禁止調査の過程において、クアルコム社は調査に協力し、自ら抱き合わせ販売についての是正措置案を提出した。クアルコム社の提出した是正措置案は国家発展改革委員会の決定と是正要求を満たすものであった。
- クアルコム社の市場支配的地位濫用による独占的行為は性質上重大で、その程度も深刻であり、その行為が継続した期間も長期にわたることから、国家発展改革委員会はクアルコム社に対し違法行為を停止するよう命令すると同時に、法に基づきクアルコム社に対し2013年度の中国市場における売上高の8%、計60.88億人民元を制裁金として課した。
- 本件は中国「独占禁止法」2008年8月1日に施行されて以来、史上最高額の制裁金となり、また中国国内外から最も注目を集めた案件であり、中国独占禁止法の執行において里程標の意味を有するものとなった。



(三) 商務部の企業結合独占禁止審査における知的財産権問題

- ① 2008年8月の『独占禁止法』施行から2015年9月末まで、中国商務部が企業結合について扱った案件は、届出1,380件、立件1,295件、結審1,222件である。結審した案件のうち、無条件承認は1,196件、禁止は2件、条件付承認は24件である。
- ② 条件付承認案件のうち、少なくとも10件は知的財産権関連のものであり、これには2012年のグーグルのモトローラ買収案件と2014年のマイクロソフトによるノキア買収案件が含まれる。



- **グーグルのモトローラ・モビリティ買収案件**において、グーグルのAndroid(アンドロイド)OSとモトローラのスマートフォンとの間に垂直統合が存在し、同時に下流市場の競争を排除する可能性があった。
- 案件で最後に到達した救済措置のうちの一つは、グーグルに対し、モトローラ・モビリティのモトローラ・モビリティ関連特許分野における**公正、妥当かつ無差別な(FRAND)条件に関する義務**を継続して遵守し、かつ無償かつオープンな条件下でAndroidプラットフォームをライセンスするよう求める、というものであった。



- ④ **マイクロソフトのノキア買収案件**において、マイクロソフトはAndroid携帯電話端末特許ライセンス市場で81件の特許と235件の非標準必須特許を有し、携帯電話端末製造企業のAndroid OSに対する依存度は高く、そのためマイクロソフトは、特許ライセンスを通じスマートフォン下流市場を制限する能力を有していた。
- ④ ノキアについては、スマートフォンに関連して1,713件の標準必須特許と5,467件の非標準必須特許を有していた。買収完了後、ノキアはスマートフォンの生産業務には従事することはなく、純粋な特許所有者となり、その他特許ライセンサーとの相互ライセンスを受ける必要（結合前の重要な抑制力）がなくなる
- ④ 商務部による最終的な救済措置は、**マイクロソフトとノキアが標準化団体に対して行った意思表示を引き続き履行し、FRAND条件に則り標準必須特許をライセンスすることを確約させるものであった。**同時に、ロイヤルティ料率にも制限が課された。



- ⑥ 2015年9月以降、商務部が2015年10月19日に条件付承認を行ったノキアのアルカテル・ルーセント株式買収案件でも、知的財産権上の救済措置が関連した。
- ⑥ 本件において、商務部の審査では、ノキアが掌握している標準必須特許により市場競争を排除、制限する可能性があると認められた。結合後、ノキアが2G、3G通信標準必須特許ライセンス市場でのシェアは第一位となる。この集中は中国のモバイル端末製造市場と無線通信ネットワークデバイス市場における競争構造に変化をもたらす可能性があり、最終的に消費者の利益を損なう可能性がある。M&A双方が提出した買収案に基づき、商務部は本件を条件付きで承認し、ノキアに対して標準必須特許ライセンスにおいて引き続きFRAND原則を遵守すること、さらにSEPsに基づく差止命令の執行やSEPs譲渡等の問題について確約を求めた。商務部は当該承認について引き続き監督を行っている。



- ④ 商務部が付加した知的財産権関連の**制限的条件**には主に以下が含まれる。
- ④ **第一に、FRAND原則の堅持**。標準化団体に対して行った、公正、妥当かつ無差別な条件でライセンスをするという意思表示を履行するよう要求するもの。
- ④ **第二に、差止命令の使用制限**。標準必須特許の許諾において、善意の潜在的ライセンシーに対して差止命令による救済措置を求めないよう要求するもの。
- ④ **第三に、抱き合わせ販売の禁止**。標準必須特許のライセンスを行う際に、ライセンシーが非標準必須特許を受け入れるかどうかを前提としないことを要求するもの。
- ④ **第四に、第三者である譲受人に対する制約**。標準必須特許を譲渡する場合、第三者譲受人に対して標準化団体と商務部に対して行った確約事項を引き続き履行するよう要求しなければならず、そうでなければ譲渡を行ってはならないとするもの。



三、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の 主要内容

- ◎ 早くも2009年3月、国家工商行政管理総局は、『知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドライン』（以下、省略して「ガイドライン」という。）の研究・起草活動を開始した。
- ◎ 各方面から幅広く意見を求めた後、プロジェクトチームは2009年9月にガイドラインの草案を完成させた（修正第4稿）。
- ◎ さらに修正を経て、2012年8月にガイドラインの草案が完成した（修正第5稿）。



知的財産権領域における 独占禁止法の執行に関するガイドライン

(国家工商行政管理総局プロジェクトチーム 起草修正第4稿)

- ① 第一章 総則
- ② 第二章 法執行上の原則と分析枠組
- ③ 第三章 知的財産権の行使と独占協定
- ④ 第四章 知的財産権の行使と市場支配的地位の濫用
- ⑤ 第五章 知的財産権の行使と企業結合
- ⑥ 第六章 特定の類型の知的財産権行使行為
- ⑦ 第七章 附則



知的財産権領域における 独占禁止法の執行に関するガイドライン

(国家工商行政管理総局プロジェクトチーム 起草修正第5稿)

- ① 第一章 総則
- ② 第二章 知的財産権領域における法執行の基本分析の枠組み
- ③ 第三章 一般的な類型の知的財産権行使行為の独占禁止分析
- ④ 第四章 特定の類型の知的財産権行使行為の独占禁止分析
- ⑤ 第五章 附則



- ④ 中国では、知的財産権領域における独占禁止法の実施経験が非常に限られていることから、わが国の実情に即し、内容も全体を網羅し、体系的にも完備された知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドラインの策定が推し進められた。比較的長い過程と、特に実践における経験の蓄積が必要であるため、国家工商行政管理総局はその独占禁止分野における職責に基づき、知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の代表的で明らかな問題についてまず**部門規章**を制定し、実践過程での経験の蓄積を総括して、**ガイドライン**の策定作業を絶えず前進させることにした。
- ④ 2012年下半期から『**工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定**』の起草を開始し、この後にいくつもの起草本文が作成された。



- ④ 2014年6月11日に**国家工商行政管理総局**と**国務院法制弁公室**はウェブサイト上で同時に当該規定の**公開草案**と**起草説明**を公開した。
- ④ 公開による意見の聴取はすでに2014年7月10日に終了した。この後、各方面からの意見と提言を整理、分析し、多くの意見が取り入れられた。
- ④ 2015年4月7日に**国家工商行政管理総局**は『**知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定**』（略称は『**規定**』）を公布し、2015年8月1日に施行された。



『規定』により明確化されたいくつかの基本認識

1. 独占禁止と知的財産権保護との関係

- ◎『規定』第2条第1項：「独占禁止法と知的財産権保護は、イノベーションと競争の促進、経済効率の向上、消費者利益および社会公共利益の擁護という共通の目標を有する」
- ◎これは、独占禁止（知的財産権を濫用し競争を排除又は制限する行為への規制）と知的財産権の保護は本質的に一致しており、両者は相互に補完し合い共通の目的を実現する関係にあることを示している。



2. 知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の 性質について

- 『規定』第3条第1項は、「本規定における知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為とは、事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協定を実施し、市場支配的地位を濫用する等の独占行為（価格独占行為は除く）を指す」と規定している。
- したがって、知的財産権の濫用と独占は同じものではなく、ましてや市場支配的地位の濫用とは異なる。



3. 知的財産権と市場支配的地位について

- 『規定』第6条第2項:「市場支配的地位は、『独占禁止法』第18条と第19条の規定により認定と推定が行われる。事業者が知的財産権を保有していることは、その市場支配的地位を認定する要素の一つを構成するが、事業者が知的財産権を有していることのみを根拠に、関連市場において市場支配的地位を有するとは推定されない」
- これは、独占禁止法が知的財産領域に適用される場合に、関連する行為に対し独占禁止法の通常の枠組みのもとで分析を行う、ということを意味している。



4. 知的財産権に係る関連市場について

- ④ 『規定』第3条第2項:「本規定における関連市場とは、関連の商品市場と関連の地域市場を含むものであり、『独占禁止法』と『国務院独占禁止委員会の関連市場の定義に関するガイドライン』により定義され、かつ知的財産権やイノベーション等の要素の影響を考慮されたものである。知的財産権許諾等にかかわる独占禁止法の執行業務において、関連商品市場は技術市場であっても、特定の知的財産権の行使にかかわる製品市場であってもよい。関連技術市場とは、知的財産権の行使にかかわる技術と、相互に代替可能な既存類似技術との競争によって構成される市場を指す」
- ④ これは知的財産権がかかわる場合に、どのように関連市場を定義するかについての基本原則と方法を明確にしたものである。



『規定』が確立したいくつかの重要な制度

- 具体的な制度においては、『規定』は価格以外の知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為の独占禁止規制に関して対応する規定を定めており、独占協定の禁止にかかわる規則だけでなく、市場支配的地位の濫用禁止規則にも関連しており、多くの注目すべき点がある。
- 以下の四つの制度には、重要な意義がある。



1. セーフ・ハーバー・ルールについて

- ① 『規定』第5条では、明らかに競争を制限する行為以外の独占協定(一般規定)に対応したセーフ・ハーバー・ルールを定めている。
- ② 知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、『独占禁止法』第13条第1項第(6)号および『独占禁止法』第14条第(3)号の禁止する独占行為としては認定されない。ただし、当該協定に競争排除又は制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでない。
- ③ (一) その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が四つ以上あること。
- ④ (二) 事業者と取引相手方の関連市場における市場シェアが30%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が二つ以上あること。



2. ライセンス拒絶に関する規則

- ⑦ 『規定』第7条は、**ライセンス拒絶**に関する規定である。
- ⑦ 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由がないのに、その知的財産権が生産事業活動の不可欠な施設となっている状況において、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶することにより、競争の排除又は制限を行ってはならない。
- ⑦ **前項の行為を認定するに当たり、同時に以下の要素を考慮しなければならない。**（一）関連市場には当該知的財産権の合理的な代替品がなく、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者にとって不可欠であること。（二）当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における競争またはイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者の利益または公共の利益を害する。（三）当該知的財産権の許可が当該事業者に対して不合理な損害をもたらさないこと。



3. パテントプールに関する規則

- ④ 『規定』第12条は、**パテントプール**に関する規定である。
- ④ 事業者は知的財産権を行使する過程において、パテントプールを利用して競争を排除又は制限する行為を行ってはならない。
- ④ パテントプールの参加者は、パテントプールを利用して生産量や市場分割等競争に関する重大な情報を交換し、『独占禁止法』第13条、第14条に禁止される**独占協定**を成立させてはならない。ただし、成立した協定が『独占禁止法』第十五条の規定に該当することを事業者が証明できる場合は、この限りでない。
- ④ 市場支配的地位を有するパテントプールの管理組織は正当な理由がないのに、パテントプールを利用して次に掲げる**市場支配的地位を濫用する行為**をし、競争を排除又は制限してはならない。(一)プールの参加者が、独立したライセンサーとしてプール外の者に特許許諾することを制限すること、(二)プールの参加者またはライセンシーが、独自に、または第三者と提携してプールの特許と競合する技術の研究開発することを制限すること、(三)ライセンシーに、その改善または開発した技術をパテントプールの管理組織またはプールのメンバーに独占的にグラントバックするよう強要すること、(四)ライセンシーがパテントプールにある特許の有効性について疑義を質すことを禁止すること、(五)同じ条件のパテントプール参加者または同じ関連市場のライセンシーに対して、差別的な取引条件を設定すること、(六)その他国家工商行政管理総局が認定する、市場支配的地位を濫用する行為。
- ④ 本規定における**パテントプール**とは、2または2以上の特許権者が各自に所有している特許について、ある種の形式を通して共同で他の第三者に対してライセンスを行う協定上の措置を指す。その形式としては、それを目的に設立される専門の合資会社であっても、プールのある参加者またはある独立した第三者に管理を委託してもよい。



4. 特許の標準制定と実施に関連する規則について

- ④ 『規定』第13条は、**特許の標準制定と実施に関連した規則**である。
- ④ 事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。）の制定と実施を利用して、競争を排除、制限する行為をしてはならない。
- ④ 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なくして、標準の制定と実施の過程において、以下の競争を排除又は制限する行為を行ってはならない。（一）**標準策定に参画する過程において**、意図的に標準化団体にその権利情報を開示しない、またはその権利を放棄すると明確にしたにもかかわらず、ある標準が当該特許権にかかわる場合、当該標準の実施者にその特許権を主張すること。（二）**その特許が標準必須特許になった後、公正、妥当かつ無差別な条件の原則**に反してライセンス拒絶を行い、商品の抱き合わせ販売または取引時にその他の不合理な取引条件を付加する等の行為により競争を排除又は制限すること。
- ④ 本規定における**標準必須特許**とは、当該標準を実施する上で必要不可欠な特許のことを指す。



四、中国における知的財産権濫用に関する 独占禁止ガイドラインの策定状況

- ① 『規定』は、わが国の知的財産権濫用による独占禁止ガイドラインに取って代わるものではない。
- ② 当該規定は我が国の三つの独占禁止法執行機関の一つである国家工商行政管理総局から出された部門規則に過ぎず、効力には限界があり、適用範囲も工商行政管理機関の独占禁止法執行活動に限定され、国家発展改革委員会とその授權機構が行う価格独占行為に対する法執行、商務部の企業結合独占禁止審査活動は範囲に含まれない。
- ③ 他方、部門規章という限られた立法権限とその形式のため、当該規定に関連する内容には限界があり、かつ十分に分析が展開されていない問題が数多く存在し、法執行機関と事業者を指導する上でも、なお限界がある。



- ④ 中国は現在、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを制定する必要があるだけでなく、制定を実現できる状況にもある。
- ④ まず、比較的早くに独占禁止法を制定・実施した国と地域は比較的成熟した経験を有しており、中国はこれらの経験を参考にできる。
- ④ 次に、中国の関連する独占禁止法執行およびその司法的実践により、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定において、中国本国における実践上の経験も提供された。
- ④ さらに、中国の知的財産権濫用に関する独占禁止規定の登場は、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを策定する上で重要な立法経験を与えるものとなった。



- ④ 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定の**主体**: 国務院独占禁止委員会
- ④ 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを策定する際の**形式**: 比較的柔軟で、より融通のきく文章形式
- ④ 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを制定する際の**構成**: 独占禁止法の規制するいくつかの種類の独占行為の角度から分析を行い、次いで『独占禁止法』の規定する3種類の独占行為に対応するガイドラインの構造を形成させる。



- ④ 2015年、国務院独占禁止委員会は知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの起草作業を開始し、まず**三つの独占禁止法執行機関**がそれぞれの職責に基づき、個別に本文を起草を行い、その後当該委員会が調整と修正作業をし、発布を行うことに決定した。
- ④ 現在、三つの独占禁止法執行機関(**国家発展改革委員会、商務部と国家工商行政管理総局**)はすでにそれぞれ版を起草し、各々の方法で各方面からの意見を求めている。
- ④ この他に、**国家知識産権局**の『知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドライン』(内部討論原稿)も2015年12月に意見募集を開始した。



- 国務院独占禁止委員会の取り決めにに基づき、**2016年1月末**に、以上**4つの機関**が個別にそれぞれのガイドライン草案を提出。
- この後、当該委員会は**2016年6月**発布を目指し、専門家を招いて調整作業と修正を行う。
- 多年にわたる期待と準備を経て、中国における知的財産権濫用を規制する独占禁止ガイドラインが、近い将来世に問われることとなろう。



ありがとうございました！

中国競争法と政策ウェブサイト

<http://cclp.sjtu.edu.cn>

